移転価格文書化制度に関する個別照会について

令和２年７月
国　税　庁

平成 28 年度税制改正において「移転価格税制に係る文書化制度」が整備され、同時文書化義務が規定されました（※１）。国税局では、同時文書化義務の対象となる企業の「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」(以下「ローカルファイル」といいます。)の作成等を支援し、企業の移転価格税制に関する自発的な税務コンプライアンスの維持・向上を図るため、平成 29 年７月から同時文書化対象取引に関する個別照会（以下「個別照会」といいます。）の相談窓口を設置しました。

なお、個別照会に対応するとともに、ローカルファイルの作成状況等の確認、助言等を行うための企業訪問についても平成 29 年７月から実施することとしています（※２）。

（※１）前事業年度に一の国外関連者との間で行った国外関連取引の合計額が 50 億円以上又は無形資産取引の合計額が３億円以上である法人は、当該国外関連取引に係るローカルファイルを確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされました（租税特別措置法第 66 条の４第６項、第 68 条の 88 第６項）。なお、同時文書化義務は、平成 29 年４月１日以後に開始する事業年度から適用となります。

（※２）個別照会・企業訪問については、「移転価格ガイドブック」にも記載しています。「移転価格ガイドブック」については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載していますので、ご覧ください。

個別照会の概要

国税局の相談窓口では、例えば、ローカルファイルの作成における機能分析、独立企業間価格の算定方法の選定、比較対象取引の選定、分割ファクターの選定、目標利益率の幅（レンジ）の設定等に関する個別照会について、企業からの相談に対応いたします。個別照会をご希望の場合には、まずは事前に国税局の相談窓口へ電話し、面談日時等に関する予約をお取り下さい。

個別照会の対象となる範囲

個別照会を行う場合には、面談に先立って、事前に作成した個別照会の対象となる国外関連取引に関する資料を郵送等により提出していただきます。

ただし、次の場合には、個別照会をいただいても回答できないことがあります。

①　照会の前提とする事実関係について選択肢がある場合
②　照会内容の検討に必要な資料が提出されない場合
③　実地確認や取引等の関係者等への質問等による事実関係の確認を必要とする場合
④　税の軽減を主要な目的とするものや、非関連者の間では通常行われない形態の取引を照会の内容とする等、通常の経済取引としては不合理と認められる場合
⑤　法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある取引等に係るものである場合
⑥　移転価格調査中、事前確認審査中又は争訟中である取引等に係るものである場合
⑦　上記のほか、個別照会による回答を行うことが適切でないと認められるものである場合

個別照会を行う場合にご留意いただきたい事項

個別照会を行う場合は、次の点にご留意ください。

① 個別照会は、ご提出いただいた資料を前提として口頭で回答を行います。また、照会内容及び回答内容は公表しません。

② 照会事項の検討の過程で、資料の追加提出をお願いする場合がありますが、その際には速やかにご提出いただけるようご協力をお願いします。また、個別照会に際して提出していただいた資料については返却いたしませんので、ご注意ください。

③ 個別照会への回答は、個別照会を希望する企業から書面等で示された事実関係を前提とするものであり、異なる事実関係や新たな事実関係があった場合には、回答内容と異なる課税関係となることがあります。

④ 個別照会の対象となる取引に回答した場合にも、移転価格調査を行うことがあります。

個　別　照　会　の　相　談　窓　口

個別照会を行う場合は、以下の区分により、個別照会をされる企業の納税地の管轄国税局の相談窓口までご相談ください。なお、ご相談の際は「同時文書化対象取引に関する個別照会」である旨お申し出ください。

【調査課所管法人である場合】

東京国税局、大阪国税局：調査第一部国際調査管理課
名古屋国税局：調査部国際調査管理課
関東信越国税局：調査査察部国際調査課
札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡、熊本の各国税局：調査査察部調査管理課
沖縄国税事務所：調査課

【調査課所管法人以外の法人である場合】

札幌、仙台、関東信越、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各国税局：課税第二部法人課税課
金沢、高松、熊本の各国税局：課税部法人課税課
沖縄国税事務所：法人課税課